

政省令等改正の概要

令和元年12月
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課

I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、輸出令・関連省令・関連告示・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は、令和2年1月22日としている。

【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

【参考2】関係法令及び略称

【法律】

- 外国為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号） : **外為法**

【政令】

- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号） : **輸出令**

【省令】

- 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号） : **貿易外省令**

- 輸出貿易管理令別表第一及び外國為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号） : **貨物等省令**

【告示】

- 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成10年通商産業省令第8号） : **告示貨物**

【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について : **運用通達**

- 外國為替及び外國貿易法第二十五条第一項及び外國為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について : **役務通達**

- 包括許可取扱要領 : **包括許可要領**

II 改正内容

武器関連（1の項関係）

■ 爆発物の規制対象の追加【規制内容の明確化】

爆発物のうち、ナノテルミットについて、規制対象の追加を行う。

- 運用通達の1の項【通達】

■ 火薬類の除外対象の追加【規制内容の明確化】

火薬類のうち、民間航空機用の火工品について、懸念用途に用いられるおそれが低いものについて、除外規定の追加を行う。

- 運用通達の1の項【通達】

原子力関連（2の項関係）

■ トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置に係る規定の追加【規制内容の明確化】

NSGの原文に変更はないものの、貨物等省令における規定ぶりについて、所要の改正を行う。したがって、規制対象範囲に変更はない。

- 貨物等省令第1条第58号【省令】

■ 許可を要しない役務取引に係る規定の改正【規制緩和】

NSGの合意事項を踏まえ、貿易外省令における、貨物の据付、操作、保守、又は修理のための必要最小限のオブジェクトコードを規制対象から除外する改正を行う。

- 貿易外省令第9条第2項第14号ホ、ヘ【省令】

■ 照射済み核燃料の脱被覆装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

NSGの合意事項を踏まえ、照射済み核燃料の脱被覆装置（被覆を除去する装置）を追加する改正を行う。

- 運用通達の2の項【通達】

ミサイル関連（4の項関係）

- デトネーションエンジンに係る規定の追加【規制強化】
M T C R の合意事項を踏まえ、規制対象となる要件の追加を行う。
 - 輸出令別表第一の四の項（三）2 【政令】
 - 貨物等省令第3条第3号口 【省令】
 - 運用通達の4の項 【通達】
- 硝酸ヒドロキシルアンモニウムに係る規定の追加【規制強化】
M T C R の合意事項を踏まえ、規制対象となる要件の追加を行う。
 - 輸出令別表第一の一四の項（二）【政令】※重複排除規程の設置
 - 貨物等省令第3条第7号チ 【省令】

材料加工関連（6の項関係）

- 軸受の仕様に係る規定の改正【規制内容の明確化】
W A の合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化（精度の等級を2級のもの又は4級以上のもの）の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第5条第1号イ 【省令】
- 歯車用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置に係る規定の改正【規制緩和】
W A の合意事項を踏まえ、歯車製造用の工作機械の部分品、附属品又は制御装置を規制対象品目から削除する改正を行う。
 - 輸出令別表第一の六の項（三）【政令】
 - 貨物等省令第5条第5号 【省令】
- 測定装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】
W A の合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化等の観点から、所要の改正（運用通達に測定レンジを追加）を行う。
 - 運用通達の6の項 【通達】

エレクトロニクス関連（7の項関係）

- 集積回路に係る規定の改正【規制内容の明確化】
W A の合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化（①民生用の自動車又は鉄

道車両用に使用するから設計したに改正、②分解能、更新速度等の仕様を規定) 等を行う。

- 貨物等省令第6条第1号口及びホ【省令】

- 運用通達の7の項【通達】

■ マイクロ波用機器の部分品の仕様に係る規定の改正【規制強化】

WAの合意事項（高出力のマイクロ波用機器の部分品がSensitive Listに追加）を踏まえ、所要の改正（①Sensitive Listに追加された品目の追加、②新たに規制対象となる要件の追加）を行う。

- 輸出貿易管理令別表第3の3【政令】

- 貨物等省令第6条第2号ハ及びニ【省令】

- 輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物
【告示】

- 包括許可要領別表A7の項【通達】

■ デジタル方式の記録装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第11号口【省令】

- 運用通達の7の項【通達】

■ 信号発生器に係る規定の改正【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、新たに追加された要件の追加を行う。

- 貨物等省令第6条第13号ホ【省令】

- 運用通達の7の項【通達】

■ 集積回路の製造用のマスクに係る規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。

- 貨物等省令第6条第17号チ【省令】

■ 集積回路の技術に係る規定の改正【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、新たに追加された貨物の追加を行う。

- 貨物等省令第19条第3項第4号【省令】

■ 真空電子デバイスに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を

行う。

- 貨物等省令第19条第5項第5号【省令】
- 運用通達の7の項【通達】
- 役務通達の7の項【通達】

通信関連（9の項関係）

■ 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品に係る規定の改正【規制強化・規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、①耐量子暗号の追加、②新たな除外規定の追加(ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したもの)を行うなど所要の改正を行う。

- 貨物等省令第8条第9号イ【省令】
- 運用通達の9の項【通達】

■ 暗号機能有効化の手段に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第8条第9号ロ【省令】
- 貨物等省令第21条第16号及び第17号【省令】
- 運用通達の9の項【通達】
- 役務通達の9の項【通達】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

■ ハイドロホンに係る規定の改正【規制緩和】

WAの合意事項（水上船に取り付けるように設計した魚群探知機を除く。が追加）を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第1号ロ（1）【省令】
- 運用通達の10の項【通達】

■ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器に係る規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。

- 貨物等省令第9条第10号イ（六）【省令】
- 運用通達の10の項【通達】

■ 光センサーの製造用に特に設計したマスク又はレチクルの追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、新たに追加された要件の追加を行う。

- 輸出令別表第一の一〇の項（十一の二）【政令】
- 輸出令別表第一の七の項（十七）【政令】※重複排除規程の設置
- 貨物等省令第9条第13号の2【省令】
- 包括許可要領別表A10の項【通達】

航法関連（11の項関係）

■ ジャイロスコープ又はその部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第10条第2号イ【省令】

■ 衛星航法システム係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 運用通達の11の項【通達】
- 役務通達の11の項【通達】

海洋関連（12の項関係）

■ 繫索式の潜水艇に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。①有人式と無人式を号ごとに分けて規定、②機微品目の統合を行う。したがって、規制対象範囲に変更はない。

- 貨物等省令第11条第1号及び第1号の2【省令】
- 貨物等省令第24条第1項第1号及び第2項【省令】
- 包括許可要領別表A12の項【通達】

■ 水中用の観測装置に係る規定の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。

- 貨物等省令第11条第4号ホ【省令】

推進装置関連（13の項関係）

■ 宇宙空間用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計した航空機に係る規定の追加【規制内容の明確化・規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、①航空機用のガスタービンエンジンの規定の明確化、②新たに追加された要件の追加を行う。

- 貨物等省令第12条第1号イ（一）2【省令】
- 貨物等省令第12条第4号の2【省令】

■ ガスタービンエンジン又はその部分品の製造用の装置又は工具に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化・規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第11号【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ ガスタービンエンジン部品の製造方法に係る技術の規定の削除等【規制緩和・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、ガスタービンエンジン部品の製造方法の一つである拡散接合法の削除及び固定接合法に係る規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第25条第3項第2号【省令】
- 役務通達の13の項【通達】
- 包括許可要領別表B4の項及び13の項【通達】

その他（14の項関係）

■ 火薬又は爆薬の主成分となる物質に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲（①規制対象品目の名称の明確化、

②新たな規制対象品目の追加) の変更等を行う。

- 貨物等省令第13条第2項第1号【省令】
- 運用通達の14の項【通達】

機微品目（15の項関係）

■ 電波の吸収剤に係る規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、磁気損失効果の乏しい板状の吸収材であって、低密度の発泡体から製造されたものを除外する改正を行う。

- 貨物等省令第14条第2号イ(5)【省令】
- 運用通達の15の項【通達】

■ ハイドロホンに係る規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象品目の仕様について、これまで規定していた水深の仕様に加えて、新たに音圧感度の仕様を追加する改正を行う。

- 貨物等省令第14条第6号イ(5)【省令】
- 運用通達の15の項【通達】

貨物等省令別表第2

WAにインドが参加したことに伴い、別表第2にインドを追加する。

その他

上記の改正事項以外に以下について、所要の改正を行う。

- 貨物等省令の改正
- 運用通達の改正
- 役務通達の改正
- 包括許可要領の改正

※その他、技術的・修辞的な観点から所要の改正を行う。